提出書類一覧表　【測量・建設コンサルタント等】

・提出書類は、書類番号順に並べてＡ４ピンク色ファイルに綴じて提出してください。（表紙・背表紙に申請者名を記入）
・押印を要する書類は、原本を提出してください。印刷・カラーコピー等は不可です。
・「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。
・納税等の証明については、領収書等の写しは不可です。指定の納税証明書を添付してください。

○：全業者 提出必要　△：該当する場合は必要

書類番号	提出書類	法人	個人
1	**提出書類チェックリスト【測量・建設コンサルタント等】**	○	○
2	**申請様式①－１、①－２、①－３** **令和９・１０年度一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）** ※国土交通省地方整備局 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類（Excel 形式）（準用） ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。 ・記入にあたっては、「申請書（測量・建設コンサルタント等）記載要領」を参照。また、国土交通省地方整備局等の「申請書作成の手引き」も参考にしてください。 （ https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html ） ・経常共同企業体での申請は、単体業者で入札参加資格の認定を受けた後、別途「新居浜市設計等経常共同企業体取扱要綱」による申請が必要です。	○	○
3	**申請様式②－１　業態調書** ※国土交通省地方整備局 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類（Excel 形式）（準用） ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。	○	○
4	**申請様式②－２　業態調書** ※国土交通省地方整備局 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類（Excel 形式）（準用） ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。 ・新居浜市に測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社（親・子会社）等について記載してください。 ・その他、記載にあたっては、国土交通省地方整備局等の「申請書作成の手引き」を参考にしてください。	○	○
5	**申請様式③　営業所一覧表** ※国土交通省地方整備局 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類（Excel 形式）（準用） ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。	○	○
6	**申請様式④　技術者経歴書** ※国土交通省地方整備局 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類（Excel 形式）（準用） ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。	○	○
7	**測量等実績調書** ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。（任意様式も可） ・直前２年間の主な完成業務及び直前２年間に着手した主な未完成業務を記載すること。	○	○
8	**登録証明書（現況報告書でも可）の写し** ・申請様式①－１「18 登録を受けている事業」欄 添付書類 ・営業に関し、法律上必要とする登録証明書等の写しを添付してください。	○	○

	・現況報告書は、確認印の押印されたものに限ります。		
9	**印鑑証明書の写し** （法人）法務局が証明するもの　　＜発行場所：法務局＞ （個人）代表者分　住所地の市町村長が証明するもの　＜発行場所：住所地の市町村役場＞ ・**発行日が、申請書提出日から起算して３か月以内のもの**に限ります。	○	○
１０	**履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（法人）** （法人のみ）法務局が証明するもの　＜発行場所：法務局＞ ・**発行日が、申請書提出日から起算して３か月以内のもの**に限ります。	○	
１１	**代表者の身分証明書の写し（個人）** （個人のみ）　本籍地の市町村長が証明するもの　＜発行場所：本籍地の市町村役場＞ ・**発行日が、申請書提出日から起算して３か月以内のもの**に限ります。 ・「運転免許証・マイナンバーカード」等の本人確認の身分証明書のことではありません。 ※身分証明書の交付を、本人以外の方が申請する場合は、申請時に承諾書が必要です。詳しくは、発行場所となる市町村役場の戸籍担当窓口にお尋ねください。		○
１２	**使用印鑑届（指定様式）** ・入札書、見積書、契約書及び請求書等に使用する印鑑を「使用印鑑」欄に押印のこと。 ・契約締結権限等の委任がある場合は、受任者の印鑑を使用印鑑としてください。 ・ゴム製や合成樹脂等の変形しやすい印鑑、浸透式印は使用できません。 ・使用印鑑には、個人を特定できる印鑑（代表者印、支店長印、社判＋個人の認印 等）を使用してください。（社判のみは不可） ・届出者は申請者となります。申請者（本社）実印の**押印が必要**です。（省略不可）	○	○
１３	**委任状（指定様式）** ・支店・営業所等へ契約締結権限等の委任を行う場合に、提出してください。 ・委任事項のうち、どれか**一部だけの委任は認めません**。委任する場合は、記載の委任事項全ての全権委任となります。また、委任状に記載している委任事項の訂正はできません。 ・委任者印（申請者（本社）の実印）及び受任者印（使用印）の**押印が必要**です。（省略不可）	△	△
１４	**誓約書（指定様式）** ・誓約者は申請者となります。申請者（本社）実印の**押印が必要**です。（省略不可）	○	○
１５	**財務諸表類（１年度分）** ・申請日の直前における財務諸表類（１年分）を添付してください。	○	○
１６	**新居浜市納税証明書の写し** **（法人）会社名義の納税証明書** ・新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出が必要です。 ・非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出してください。ただし、法人新設１年未満の事業者については、新居浜市課税課の受付印が押印されている「法人設立（設置・変更・解散等）届」の写しを提出してください。 **（個人）代表者名義の納税証明書** ・代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出が必要です。 ・非課税により納税義務が発生していない場合は、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書を提出してください。	会社名義 △	代表者名義 △

	・発行日が、申請書提出日から起算して３か月以内のものに限ります。 ＜発行場所：新居浜市役所 本庁２階税務総合窓口＞ ※ 本庁１階市民課窓口、別子山支所でも請求できます。 ただし、「現在滞納がない」ことを証明する納税証明書は本庁２階税務総合窓口のみで発行します。 ※ 本人（代表者）以外の代理の方が交付申請する場合は、申請時に委任状が必要です。 委任を受けた支店等が本社の納税証明を申請する場合は、本社から支店等の従業員（窓口に来る方）への委任状が必要ですのでご注意ください。 （参考）新居浜市収税課ホームページ　「納税証明について」 https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/syuuzei/nouzeisyoumeisyo.html		
１７	国税納税証明書の写し（未納がないことの証明） （法人）その３の３（法人税・消費税及び地方消費税） （個人）その３の２（申告所得税・消費税及び地方消費税） ・免税事業者・新設事業者にかかわらず、必ず提出してください。 ・発行日が、申請書提出日から起算して３か月以内のものに限ります。 ※国税の納税証明書は、電子納税証明書（ＰＤＦ）を書面印刷した証明書でも添付書類として利用できます。 ＜発行場所：納税地を所轄する税務署＞ ※ 免税・新設により納税義務がない場合も発行されます。 ※ 国税庁ホームページから交付請求書・委任状等ダウンロードができます。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm	○	○
１８	消費税及び地方消費税の課税又は免税事業者届出書（指定様式） ・課税事業者、免税事業者のいずれかにチェック「☑」を入れてください。 ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録を行っている課税事業者は、インボイス登録番号（「Ｔ」＋１３桁の数字）を記載してください。（免税事業者は記載不要） ・届出者は申請者（本社）となります。（押印不要）	○	○
１９	適格請求書発行事業者（インボイス）登録通知書等の写し ・適格請求書発行事業者で、初めて新居浜市にインボイス登録番号の届出を行う場合は添付してください。（過去に届出済みの場合は、添付不要） ・登録時に税務署から発行された「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しの代わりに、国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」該当ページの出力書面等のインボイス登録番号が確認できる書類であれば可。 （参考）　国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」　https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/	△	△
２０	申請書受領確認用はがき ・郵送又は信書便による提出で、受領確認が必要な場合にのみ添付してください。 ・提出要領の「受領票はがき見本」を参照のこと。	△	△

※各証明書を取得する際の必要書類については、各発行場所にてお尋ねください。

※個人の印鑑証明書・身分証明書を新居浜市役所で取得する場合は、新居浜市役所本庁１階市民課３番窓口・別子山支所で請求してください。身分証明書を本人以外が申請する場合は承諾書が必要です。

（参考）新居浜市市民課ホームページ　https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/simin/

※申請代理人（行政書士）による代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。